

# 議 案 概 要

〈令和 3 年第 1 回臨時会〉

向 日 市

議案件数	4 件
条例案件	3 件
補正予算案件	1 件

議案第 3 3 号	向日市国民健康保険条例の一部改正について -----	1
議案第 3 4 号	向日市介護保険条例の一部改正について -----	1
議案第 3 5 号	向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の廃止について -----	2
議案第 3 6 号	令和 3 年度向日市一般会計補正予算（第 2 号） -----	2

### 議案第33号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

〔市民サービス部医療保険課〕

#### 〔改正の趣旨〕

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる保険料の減免を令和3年度も引き続き行うため、「向日市国民健康保険条例」の一部を改正するもの

#### 〔改正の内容〕

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限が設定されている保険料についても減免を行う。

※減免額については規則で規定（2割から8割までの減額又は免除）

〔施行期日〕 令和3年4月1日

### 議案第34号 向日市介護保険条例の一部改正について

〔市民サービス部高齢介護課〕

#### 〔改正の趣旨〕

新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の令和3年度介護保険料の納付が困難な者について、経済的負担の軽減を図るための減免措置を行うため、「向日市介護保険条例」の一部を改正するもの

#### 〔改正の内容〕

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限が設定されている保険料について、減免を行う。

※減免額については規則で規定（8割の減額又は免除）

〔施行期日〕 令和3年4月1日

**議案第35号 向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の廃止について**

〔ふるさと創生推進部広聴協働課〕

〔廃止の趣旨〕

向日市女性活躍センターについて、指定管理者を指定できないため、「向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を廃止するもの

〔廃止の理由〕

令和3年4月1日に、指定管理者を指定できないことから、本条例を廃止する。

〔施行期日〕 公布の日

**議案第36号 令和3年度向日市一般会計補正予算（第2号）**

〔総務部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	21,381,108千円
補正額	24,853千円
補正後の額	21,405,961千円

歳出の補正内容

〔2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費〕  
職員人件費2,024万5千円を増額計上

〔2款 総務費 1項 総務管理費 6目 企画費〕  
男女共同参画推進事業費304万7千円を増額計上

〔2款 総務費 1項 総務管理費 12目 女性活躍センター費〕  
女性活躍センター管理運営費156万1千円を計上